

○国立大学法人筑波大学運営方針会議規則

〔 令和 7 年 6 月 2 6 日
法人規則第 3 2 号 〕

国立大学法人筑波大学運営方針会議規則

(目的)

第 1 条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成 1 6 年法人規則第 1 号。以下「基本規則」という。）第 1 0 条の 5 の規定に基づき、運営方針会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(運営方針会議の構成)

第 2 条 運営方針会議の構成は、次のとおりとする。

- (1) 国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の役員（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第 6 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する学外者を除く。）及び職員以外の者が過半数を占めること。
- (2) 次条各号に規定する事項に関し、適切な知識、能力及び経験を有する者がそれぞれ含まれること。
- (3) ジェンダーバランス等の多様性と適正規模を両立させること。

(運営方針委員の要件)

第 3 条 基本規則第 1 0 条の 2 第 1 項の要件は、次のいずれかの事項に関し、適切な知識、能力及び経験を有することとする。

- (1) 大学の教育研究活動
- (2) 大学における国際化及び国際研究協力の推進
- (3) 国内外の大学の経営
- (4) 国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新事業の創出の動向
- (5) 大学に関する法律及び会計

(運営方針委員の任期)

第 4 条 運営方針委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の運営方針委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 運営方針委員は、再任されることができる。

(職務の代行)

第 5 条 運営方針会議の議長に事故があるときは、あらかじめ議長が運営方針会議の意見を聴いて指名する運営方針委員が、その職務を代行する。

(運営状況等の報告等)

第 6 条 学長は、3 月に 1 回以上、法人の運営の状況について、運営方針会議に報告しなければならない。

- 2 運営方針会議は、法人の運営が基本規則第10条の3第1項の規定により決議した事項（第8条第1項において「運営方針事項」という。）の内容に基づいて適切に行われていないと認めるときは、学長に対し、法人の運営を改善するために必要な措置を講ずることを求めることができる。
- 3 前項の規定による運営方針会議の求めがあったときは、学長は、速やかに法人の運営を改善するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を運営方針会議に報告しなければならない。

（学長選考・監察会議への報告及び意見）

- 第7条 運営方針会議は、学長が国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第17条第2項又は第3項に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長選考・監察会議に報告しなければならない。
- 2 運営方針会議は、法人法第12条第6項の基準その他の学長の選考に関する事項について、学長選考・監察会議に意見を述べることができる。

（議案等）

- 第8条 運営方針事項に関する議案は、学長が運営方針会議に提出する。
- 2 学長は、前条第1項の規定による報告及び同条第2項の意見に関する事項については、その議事に加わることができない。

（運営方針委員の欠格事項）

- 第9条 次に掲げる者は、運営方針委員となることができない。
- (1) 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
 - (2) 学長選考・監察会議の委員
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）第2条に掲げる者は、運営方針委員となることができる。

（運営方針委員の解任）

- 第10条 学長は、運営方針委員が前条の規定により運営方針委員となることができない者に該当するに至ったときは、その運営方針委員を解任する。
- 2 学長は、運営方針委員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他運営方針委員たるに適しないと認めるときは、学長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得た上で、その運営方針委員を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反があるとき。

（運営方針委員の秘密保持義務）

- 第11条 運営方針委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（運営方針委員の報酬）

- 第12条 運営方針委員の報酬は、月額100,000円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人は、運営方針委員が報酬の支給を辞退する場合、本務として勤務する機関が無報酬を条件として兼業を認める場合その他特別な事由がある場合には、運営方針委員の報酬の全部又は一部を支給しないことがある。
- 3 前2項の規定にかかわらず、法人の役員又は職員（非常勤の者を除く。）である運営方針委員には、報酬を支給しない。

（報酬の計算期間及び支給日）

第13条 運営方針委員の報酬の計算期間及び支給日については、国立大学法人筑波大学本部等非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則（平成17年法人規則第11号）第9条の規定を準用する。

（雑則）

第14条 この法人規則に定めるもののほか、運営方針会議の議事の手続等に関し必要な事項は、議長が運営方針会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この法人規則は、令和7年8月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 この法人規則施行の日を含む中期目標の期間における法人が行う中期目標意見等（法人法第21条の5第1項第1号の中期目標についての意見、同項第2号の中期計画の作成又は変更、同項第3号の財務諸表の作成、同項第4号の予算の作成並びに同項第5号の事業報告書及び決算報告書の作成をいう。）に関する事項の第6条第2項の適用については、同項中「基本規則第10条の3第1項の規定により決議した事項」とあるのは、「基本規則第10条の3第1項の規定により決議した事項（役員会の議を経た中期目標意見等（附則第2項に規定する中期目標意見等をいう。）を含む。）」とする。

（最初の運営方針委員の任期）

- 3 この法人規則施行後最初の運営方針委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和10年3月31日までとする。